

過誤申立の流れ（※7月に過誤を提出すると仮定した場合での例）

通 常 過 誤	同月過誤（事前に介護保険課へ協議が必要）
(1) 7月15日までに、「介護給付費過誤申立連絡票」、「給付費明細書の正と誤（コピーで各1部ずつ）」を介護保険課へ提出 ↓ (2) 7月20日（国保連㍻日）に介護保険課から国保連合会へ申立書を送付 ↓ (3) 7月下旬に国保連合会で過誤処理がなされ、8月の請求分から取り下げた金額が差し引かれる ↓ (4) 8月初めに、国保連合会から返戻通知と一緒に過誤決定通知が対象事業所宛てに送付 （注意：通知書で過誤処理が確定しているか必ず確認をお願いします） ↓ (5) 8月10日（請求の締切日）までに事業所から再請求	(1) 7月15日までに、「介護給付費過誤申立連絡票（同月過誤）」、「給付費明細書の正と誤（コピーで各1部ずつ）」を介護保険課へ提出 ↓ (2) 8月5日（国保連㍻日）に介護保険課から国保連合会へ申立書を送付 ↓ (3) 8月10日までに、事業所から国保連合会へ正しい分を再請求 ↓ (4) 国保連合会で8月審査にて同月過誤処理がなされる ↓ (5) 正と誤の差額分が相殺される ↓ (6) 9月初めに、国保連合会から返戻通知と一緒に過誤決定通知書が対象事業所宛てに送付